

# 鎌倉市スポーツ協会 大会開催祝金 交付要項

## (目的)

第1条 この要綱は、自らの主催で鎌倉市大会を開催する加盟団体に対して、大会開催祝金を交付することにより、加盟団体の育成と助長を図り、スポーツ振興に寄与することを目的とする。

## (祝金の交付対象団体)

第2条 祝金の交付を受けることができる団体は、その主催する大会が以下のいずれかの条件を満たすものであるとする。なお、大会は主催する種目別団体の当該年度の事業計画書に記載があることを前提とする。

- (1) 広く市民又は登録している会員に対して参加を募る大会
- (2) 鎌倉市の後援名義を承認された大会
- (3) 鎌倉市教育委員会の後援名義を承認された大会

祝金の交付は、1加盟団体につき、1会計年度中それぞれ1回を限度とする。

鎌倉市の委託事業である大会は、祝金の交付対象にならない。

他市の団体と共同主催される大会は、祝金の交付対象にならない。

## (祝金の額)

第3条 祝金の額は、7,000円とする。

## (交付申請)

第4条 祝金の交付を受けようとする団体は、大会開催祝金交付申請書(第1号様式)に、当該大会の開催要項を添えて、スポーツ協会事務局に提出する。

## (交付決定)

第5条 スポーツ協会会長は、前条の申請が提出されたときは、速やかに内容を審査して祝金の交付の適否を決定し、祝金を交付するものとする。

## (実績報告書の提出)

第6条 前条の規定により祝金の交付を受けた団体は、大会終了後速やかに所定の実績報告書(第2号様式)をスポーツ協会事務局に提出する。

## (祝金の取消及び返還)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、祝金の交付決定は取り消され、既に支給された祝金は返還されるものとする。

- (1) 祝金交付申請について偽りその他不正の行為があったとき。
- (2) 当該大会が中止になったとき。

付 則

## (施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月15日から施行する。